

島本町総合計画基本構想

平成 21 年 9 月

島 本 町

目 次

序論 総合計画策定の背景と構成	1
1．策定の背景	1
2．総合計画の役割	2
3．総合計画の構成と目標年次	2
第1部 まちづくりの前提条件	4
第1章 島本町の現況と特性	4
1．位置・立地	4
2．島本町のあゆみ	4
3．自然的条件	5
4．社会的条件	6
5．住民の意向	8
第2章 社会的潮流等	9
1．社会的潮流	9
2．広域計画との関係	13
第3章 まちづくりの基本的課題	15
1．人間尊重のまちづくりの推進	15
2．自然環境の保全及び環境問題への対応	15
3．地域資源を生かした産業の活性化	16
4．住民主体のまちづくりの推進	16
5．時代の変化に対応した定住型のまちづくりの推進	17
6．都市計画の見直し	17
7．人口減少、少子高齢化などと財政問題への対応	17

第2部 基本構想	19
第1章 まちの将来目標	19
1．基本理念と将来像	19
2．将来人口	21
3．土地利用と都市構造	21
第2章 まちづくりの基本方針	24
1．人間尊重	24
(平和と基本的人権尊重のまちづくり)	
2．自然環境の保全と都市環境の整備	24
(歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり)	
3．自律・創造・協働	26
(住民参加と時代の変化に対応したまちづくり)	
4．まちの基盤整備	26
(安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり)	
5．保健・医療・福祉	27
(少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり)	
6．教育・生涯学習	27
(生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり)	
7．構想実現に向けて	28

序論 総合計画策定の背景と構成

1. 策定の背景

本町では、昭和 57 年に第一次総合計画（目標年次：平成 2 年）を策定し、都市像を「太陽と緑と心のふれあう連帯のまち」とし、本町のもつ特色を生かした人間性豊かな都市環境をめざして諸施策を展開しました。平成 3 年には第二次総合計画（目標年次：平成 13 年）を策定し、将来像を「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」とし、人々のやさしい思いやりが満ちあふれたまちの創造をめざして諸施策を推進しました。そして、平成 15 年に現行計画である第三次総合計画（目標年次：平成 24 年）を策定し、第二次総合計画の将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を継承し、さらなる発展をめざして諸施策を進めています。

近年、わが国は人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、世界的な経済危機や雇用不安、税収の減少に伴う財政状況の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、本町においても「まち」の活力の低下が懸念されています。また、地方分権の進展や、深刻な地球環境問題への対応、安全・安心に関する取組みなどの行政課題が山積しています。

このような状況の中で、平成 20 年 3 月に待望の JR 島本駅が開業し、住民の暮らしやまちの構造にも大きな影響を与えることとなり、今後、住民や事業者の参画と協働のもと、新たなまちづくりや、地域の活性化に向けた取組みが求められています。

これらの背景を踏まえ、社会経済情勢や行政需要の変化に的確に対応するため、本町のさらなる発展をめざして第三次総合計画を見直し、新たなまちづくりの基本指針として第四次総合計画を策定するものです。

2．総合計画の役割

総合計画は、町のさまざまな計画の最上位に位置づけられ、その役割は以下の3点とします。

住民や団体が本町のまちづくりを推進する際の基本的な指針

持続発展性を展望した総合的で計画的な行財政運営の指針

国や大阪府などの計画や事業に対し、本町の基本的な姿勢を明らかにするための指針

3．総合計画の構成と目標年次

(1) 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

基本構想

本町の現状と本町を取り巻く社会動向などを踏まえ、概ね10年後におけるまちの将来像など、まちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた基本的な方向性を示すものです。

基本計画

基本構想を実現していくための具体的な施策の基本方向を体系的に示すもので、個々の事業の位置づけを体系的に明らかにするものです。

実施計画

基本計画を受けて、行政施策を計画的に実施するために定めるもので、具体的な事業や施策の期間と体系を示すものです。

(2) 目標年次

基本構想及び基本計画は、21世紀の長期的なまちづくりを見通しつつ、平成31年(2019年)を目標年次とします。

実施計画は、別途3カ年の計画を毎年ローリングすることとします。

ただし、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、必要に応じて見直すこととします。

第1部 まちづくりの前提条件

第1章 島本町の現況と特性

1. 位置・立地

本町は、大阪府の北東部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相對し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接しています。

町域は16.78 km²の面積を有し、東西約3.3 km、南北約8.9 kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の平坦地に市街地を形成しています。南東部では木津川、宇治川、桂川の三川が合流して淀川となり、その右岸側に位置しています。

風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間点に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を形成しています。

2. 島本町のあゆみ

本町は、古くから水路（淀川）、陸路（旧西国街道）による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治22年の市制町村制の施行に伴い、7カ村（大沢村、尺代村、山崎村、東大寺村、広瀬村、桜井村及び高浜村）が合併し、島本村（人口2,621人）が誕生しました。大正末期にはウイスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和15年に町制（人口6,056人）を施行しました。

戦後、都市圏の拡大に伴い企業立地や住宅開発が進み、高度経済成長期には人口が急速に増加しました。その間、都市基盤の整備におわれ、昭和50年代には町財政は深刻な危機的状況に直面しました。しかし、昭和60年代には、急速な都市化の波は沈静化し、平成に入ってから、人口はほぼ横ばいの状況となっています。

平成 20 年 3 月には J R 島本駅が開業し、今後、自然環境と調和した良好な郊外住宅地としてさらに発展していくことが期待されます。

3 . 自然的条件

標高は、最低点が淀川で 8.5m、最高点が北部の釈迦岳で 631.4m、高低差は約 623 m あります。地形は、北部が標高 400m ~ 600m の山地、中部が標高 100m ~ 250m の丘陵地で、町域の約 7 割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など 2 つの活断層の存在が明らかになっています。

気候は、瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6 月の梅雨期と 9 月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量が少なくなります。

山間部の植生を見ると、本町は照葉樹林帯に属します。その代表的な自然植生であるシイ・カシなどの常緑広葉樹は減少しており、尺代や若山神社付近などにわずかに残っています。山地一帯では二次林のクヌギ・コナラ林が多く、人工林では山麓から山腹にかけて竹林が多く見られるほか、大沢・尺代地区周辺ではスギ・ヒノキが広く分布しています。山間部の樹木では、大阪府の指定天然記念物となっている「大沢のスギ」、「尺代のヤマモモ」、「若山神社のツブラジイ林」があります。

淀川水系の一級河川である水無瀬川は、本町を代表する河川であり、町域北部の釈迦岳付近に源流を發し、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。水無瀬川周辺は、住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ふるさとのシンボルとしてのホタルなど、動植物や水生生物も見られます。

本町の地下水特性として、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。この地下水は水無瀬川の伏流水で、本町の上水道水源や工業用水として広く利用されています。

4 . 社会的条件

(1) 人 口

1) 人口

人口は、昭和 40 年から昭和 60 年にかけて住宅開発などにより増加が続き、昭和 62 年に約 3 万人に到達しました。昭和 60 年以降は、微増ないし横ばい傾向を続け、平成 17 年国勢調査では 3 万人を割り、29,052 人と減少しています。また、65 歳以上の高齢者人口は急速に増加し、平成 20 年 4 月現在の本町の高齢化率は、約 19%と上昇を続けています。世帯で見ると世帯構成の核家族化が進み、1 世帯当たりの人員も年々減少する傾向にあります。

就業人口の動向から見ると、大阪都心部をはじめ町外への労働力の流出が進み、ベッドタウンとしての性格が強いまちといえます。

2) 就業・従業構造

就業者数は、平成 7 年以降人口とともに減少し、平成 17 年現在では 13,383 人となっています。

第 1 次産業就業者は昭和 40 年代に大きく減少しましたが、平成 2 年以降ではほぼ同数で推移しています。平成 17 年では 109 人で全就業者の 1%弱となっています。

第 2 次産業就業者は昭和 40 年代に大きく増加し、平成 2 年以降は減少を続けており、平成 17 年では 3,248 人、全就業者の 24.3%です。

第 3 次産業就業者は増加を続けていきましたが、平成 2 年以降は微増傾向にあり、平成 17 年では 9,794 人となっています。

通勤先は、第 1 位が大阪市、第 2 位高槻市、第 3 位京都市の順となっています。

(2) 産業

農業は、平成17年現在で兼業を含む農家数165戸、経営耕地面積は約47ヘクタールであり、主要作物は水稲、たけのこです。農家数、経営耕地面積はいずれも減少しており、他の地域と同じく農業従事者の高齢化、後継者不足などが見られます。

町内の事業所数は平成18年現在、660事業所で、従業者数は7,461人と減少傾向にあります。従業者ではサービス業に従事する人が最も多く、次に製造業、卸売・小売業と続きます。従業員4人以上の製造業は20事業所あり、製造品出荷額等は約828億円となっています。なお、特色としては、企業の中でも研究所が比較的多く立地しています。

商業は、平成19年現在で、卸売・小売業は164事業所であり、従業者数は1,053人、年間販売額は約157億円となっており、平成9年と比較すると、事業所数で55事業所、年間販売額で約48億円の減少となっています。

(3) 交通

鉄道は、JR東海道本線、東海道新幹線、阪急京都線が通り、町内には阪急水無瀬駅とJR島本駅の2駅があります。平成20年3月にJR島本駅が開業したことにより、鉄道交通の利便性はさらに向上しています。

バスは、阪急バスが両駅から若山台を結ぶ路線と、国道171号を走る路線を運行しています。

道路は、大阪・京都間の動脈となっている国道171号が淀川に面した平坦地を通り、丘陵部には国土幹線軸となっている名神高速道路が通っています。隣接する高槻市では新名神高速道路のジャンクション・インターチェンジが事業中であり、大山崎町では名神高速道路の大山崎ジャンクション・インターチェンジが整備され、京都縦貫自動車道との接続が事業中です。

(4) 土地利用

土地の利用状況は、町域の約7割を占める北・中部の山岳丘陵地は、ほとんどが山林・原野で、南部の平坦地に市街地が形成されています。

山間部では、近郊緑地保全区域や地域森林計画対象民有林がほぼ全域に、さらに、水源かん養などを目的とする保安林が一部に指定されています。

町域の全域が都市計画区域で、平成20年3月現在、市街化区域は約337ヘクタール、市街化調整区域は約1,341ヘクタールとなっています。

5. 住民の意向

平成20年6月に実施した「総合計画の策定に関するアンケート」の結果では、居住の意向については、「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」が8割にのぼっており、地域愛着度や定住意識の高さが見られます。住み続けたい理由としては、「自然環境にめぐまれている」が最も多く、ついで「交通の便がよい、通勤・通学に便利」をあげています。

将来像では、「水や緑が豊かで、自然との調和がとれたまち」が多く、将来の人口は、多くの住民は「現状維持」を望んでいますが、本町の人口が減少している実態から、前回アンケート(平成11年10月実施)の結果と比較して「ある程度増える方がよい」が若干増えています。

これらの住民の意向を踏まえ、人権尊重と本町の特性である水とみどりなどの自然環境を生かした特色あるまちづくりが求められています。

第2章 社会的潮流等

1. 社会的潮流

近年の社会的な潮流としては、政治・経済・環境・生活など、さまざまな分野において大きな変化が見られ、地方自治体においても厳しい社会経済情勢への対応が求められています。

これらの動向を的確に把握し、本町の状況や特性を踏まえながら各種計画や施策に反映し、時代に対応したまちづくりを進めていくことが求められています。

(1) 地球環境保全、自然との共生の時代

地球温暖化などに見られるように地球環境問題が深刻化しており、人々の意識も高まっています。このような中で、温室効果ガスの排出量を大幅に減らす「低炭素社会」や、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を見直し持続的な発展をめざす「循環型社会」の構築が世界的に提唱されています。

これらの実現のため、省エネルギーの推進や新エネルギーの活用、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)などの取組みが社会のさまざまな分野で進められています。さらに、私たち一人ひとりが「地球市民」としての意識をもち、環境に対する負荷を少なくするよう、ライフスタイルや活動を見直していくことが求められています。

また、自然は、すべての生物の生存にとって重要な基盤であり、人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な存在です。かけがえのない自然環境を大切に保全し、次世代に引き継いでいくことが重要ですが、高齢化や後継者不足などにより、森林などの保全・整備を行う人材が不足するなどの問題も生じています。担い手の確保も含めて、自然環境の保全と活用の仕組みを構築し、自然との共生を図ることが求められています。

(2) 住民の主体的参加の時代

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体の役割と責任が拡大する中、これまで以上に、住民が自治の主角として積極的に行政運営に参画し、行政と協働してまちづくりを推進することが求められています。住民の主体的なかかわりは、地域社会への貢献意識の高まりや、ボランティアやNPO活動への積極的な参加にも見られ、「責任と負担」を基本に、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、住民が主人公となり、参加・行動し、地域の実情に応じたまちづくりを行うことが求められています。

また、議会制民主主義のもと、その権能を尊重し、その機能を補完することや、そこに住む住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠の時代を迎えています。同時に、行政情報の公開や共有、説明責任を果たすことなどが求められています。

(3) 人口減少と少子高齢化の時代

わが国の人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、人口減少社会が到来しています。出生数の減少や「団塊の世代」の高齢化により、今後、少子高齢化がさらに進行する中で、労働力や地域の担い手の不足、生産・消費や税収の減少などが生じ、行政運営や社会・経済の活力に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このことから、人材を含めた地域資源の有効活用や、より効率的な行財政運営の推進が求められています。また、社会の変化に対応した教育、子育て支援、健康、福祉施策の推進など、高齢者や子どもをはじめ誰もが安心して暮らせる地域社会を構築することが求められています。

(4) こころ重視の時代

家庭や地域の教育力の低下や社会環境の変化に伴い、凶悪犯罪や虐待、いじめなどの深刻な社会現象の出現によって、あらためて地域社会の役割が問われています。

また、災害や社会的事件からの教訓である身近な人々の助け合い、住民主体の自主防災への体制づくりをはじめとして、地域社会の日常的なつながりを基本とし、ボランティア活動に積極的に参加することによりやりがいや生きがいを見出すなど、こころを重視した地域社会における諸活動をはじめ学校教育や生涯学習の振興などの取組みが求められています。

(5) 安全・安心が求められる時代

近年、地震や風水害などの自然災害や大規模な事故の発生、子どもや高齢者を狙った犯罪の多発に伴い、防災や防犯に対する意識が高まっています。また、新たな感染症の発生や、食品の安全問題、詐欺や悪質商法の横行など、健康、食、消費者などさまざまな分野において、安全・安心への関心が高まっています。

このような中、消防・救急体制の充実や、防災・防犯体制の強化をはじめ、健康や食の安全、消費者保護への対応も含めた危機管理の充実が求められています。

(6) 高度情報化の時代

携帯電話やインターネットなどの情報通信技術の発達と普及は、個人の生活・行動に変化をもたらすとともに、社会全般に大きな変革をもたらしています。

国においては、「いつでも、どこでも、誰でも」情報通信技術の恩恵を実感できる社会の実現をめざした取組みを推進しており、地方自治体においても、行政の情報化やネットワーク化など電子自治体の構築に向けた取組みが進められています。

こうした高度情報化社会の進展により、住民生活の利便性向上や、行政サービスの効率化・迅速化などが期待されますが、誰もがその恩恵を享受できる機会均等性の確保が重要です。また、個人情報保護、インターネットを悪用した犯罪や人権侵害、携帯電話などが子どもの育成に与える影響など、高度情報化が社会にもたらすさまざまな課題への対応も求められています。

(7) 地方分権と広域化の時代

本格的な地方分権時代を迎え、住民に最も身近な地方自治体である市町村の果たす役割は大きくなり、自己決定・自己責任のもとで、複雑・多様化する課題を解決していくことが求められています。一方で、日常生活や経済活動の広域化に伴い、広域交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用、事務の共同化など地域間の交流・連携が求められています。

今後、地方自治体への財源や権限の移譲がさらに進む中で、住民ニーズを的確に把握し、市町村合併の状況や道州制の検討などの動向を注視しながら、地方分権に対応した体制整備や広域的な連携の推進を図り、地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

2. 広域計画との関係

広域的な計画で本町にかかわる事項としては、次のとおり位置づけられています。また、近隣の地方自治体の各種計画などについても、それが本町に影響を及ぼすことも予測されることから、それらの動向に留意する必要があります。

(1) 国土形成計画 (平成20年7月：国土交通省)

これまでわが国の国土政策は、「全国総合開発計画」を中心として展開され、開発を基調とした量的拡大を図ってきました。しかし、人口減少下の成熟社会にふさわしい国土の質的向上を図る計画への転換をめざし、平成17年に抜本的な法改正が行われ、平成20年に新たに「国土形成計画」が策定されました。国土形成計画は、全国計画と広域地方計画から構成されており、基本的な方向として、開発中心からの転換や、国と地方の協働によるビジョンづくりが示され、新しい国土像を「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」としています。

また、ブロック別の「近畿圏広域地方計画」(平成21年8月)では、関西のめざす姿として、「歴史・文化に誇りとこだわりを持って本物を産み育む圏域」、「首都圏とは異なる多様な価値が集積する日本のもう一つの中心核」、「アジアをリードする世界に冠たる創造・交流拠点」、「人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域」、「都市的魅力と自然的魅力を日常的に享受できる圏域」、「人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域」、「暮らし・産業を支える災害に強い安全・安心圏域」が示されています。

(2) 「近畿圏基本整備計画」(第5次) (平成12年3月：国土庁(現国土交通省))

戦略的な連携軸の形成として、「関西内陸環状軸の形成」が掲げられ、その中で、本町に関連する位置づけとしては、「卓越した学術研究の推進」、「既存産業の高度化と新産業の創出」、「歴史文化遺産の適切な継承」があげられています。

(3) 「大阪府総合計画」(大阪 21 世紀の総合計画) (平成 12 年 12 月大阪府)

「大阪府総合計画」(平成 12 年 12 月)では、大阪府民がこれまで以上に、誰もが夢をもち、夢をかなえる、元気あふれる都市をめざす必要性から、大阪のめざすべき将来目標を「大阪の再生・元気倍増」としています。また、連携型地域構造(例)の中で、本町を含む三島地域は、生活連携軸と広域的連携を生かす視点から「西日本国土軸 関東・中部との連携」軸に属し、みどりを生かす視点から環境保全や景観機能など多面的な機能をもつ市街地周辺の農地や周辺山系に位置づけられています。

また、平成 20 年 12 月に策定された「将来ビジョン・大阪」では、大阪府総合計画のもと、明るく笑顔あふれる大阪をめざし、産業、環境、観光、安全・安心、教育などの分野で大阪の将来像が示されています。

第3章 まちづくりの基本的課題

本町の現況と特性や住民の意向、社会的な潮流などを受け、まちづくりの基本的課題を整理すると、次のとおりです。

1．人間尊重のまちづくりの推進

まちづくりの原則は一人ひとりのこころの豊かさに帰着し、一人ひとりが「人間尊重」の意識をもつことが基本です。この精神を守り育てるとともに、日本国憲法にうたわれている基本的人権尊重の視点が大切です。

また、すべての人がお互いを思いやり、助け合い、誰もが差別されることなく社会活動に参加して個性や能力を十分に発揮し、安心していきいきと暮らせる地域社会を実現することが大切です。

さらに、平和の尊さや男女共同参画の視点を基本に、まちづくりを進める必要があります。

2．自然環境の保全及び環境問題への対応

町域の約7割を占める山間部の森林は、本町の大切な自然資源であり、地下水のかん養や、土砂流出防止などの防災面、レクリエーションの場など多面的な機能を有しています。貴重な財産である水やみどりの自然資源を守り育て、生物多様性を保ちつつ、後世に継承していくことが行政や住民に課せられた大きな責務であり、その保全と活用が強く求められています。しかしながら、本町の山間部にある森林のほとんどが民有林であり、近年、都市化の進展、担い手の高齢化や後継者不足などから、その維持、保全が困難となりつつあり、山間部の荒廃が危惧されています。このため、山林所有者と連携しながら、住民や事業者などの参画と協働により、自然環境を守り育てる取組みを進めていくことが必要です。

現在、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題はますますその深刻さを増してきています。これらに対応するため、ごみの減量や省資源、リサイクルなどの推進とともに

に、現在の社会システムやライフスタイルを見直すなど、住民・事業者・行政のすべてが参加・協力し、環境負荷の少ない持続可能な社会への積極的な転換を図ることが求められています。

3．地域資源を生かした産業の活性化

本町では大規模店舗が少なく、購買力が町外に流出する傾向があり、町内での消費拡大や、商店の減少に伴う空き店舗対策などが課題となっています。このため、既存の商店街などの活性化や、新たな商業機能の集積などを図り、魅力ある商業空間を形成することが重要です。

また、町内には研究所や工場など大規模な企業が立地していますが、厳しい経済・雇用情勢や財政状況の中で、産業の活性化や雇用の確保、税収の増加などを図るため、本町の特性に適した企業などの立地に向けた検討を進めることが必要です。

農林業は、高齢化や後継者不足、農地の遊休化などの課題を抱えており、担い手の確保や、農地の多面的な活用などの取組みが求められています。

4．住民主体のまちづくりの推進

これからのまちづくりは、ボランティアや地域コミュニティ、NPOなどの積極的かつ主体的な参加が重要になり、まちづくりを進めるうえで欠くことのできない大切な要素とされることから、さまざまな場面においてお互いが共通の認識にたてる環境づくりが求められています。

このため、自分たちの住む地域は自分たちで守り、つくり、育てるという姿勢に立ち、住民が相互に助け合うコミュニティの大切さの再認識や、ボランティア活動、NPO活動をはじめとした住民活動への参画が重要です。

豊富な経験と知識をもつ地域の人材の発掘と活用とともに、生涯学習の振興や余暇活動、日常生活に密着したまちづくり活動など、身近で参加しやすい住民活動の機会の拡充や、情報提供の充実が求められています。

5．時代の変化に対応した定住型のまちづくりの推進

本町では、昭和 40 年代以降の住宅開発に伴い入居した年代層の子世代の世帯分離と見られる高齢化世帯の増加が著しく、一部には空き家も発生しており、若年層の定住促進など世帯構成の変化に対応した施策と活力のあるまちづくりの推進が求められています。一方、近年、幹線道路沿道などの交通利便性の高い立地において、大規模なマンションなどの住宅開発も進んでいます。

このような中、優れた自然や貴重な歴史・文化を有するまちとして特色あるまちづくりを進めるため、阪急水無瀬駅とJR 島本駅周辺をまちの核として中心市街地の活性化を図り、自然と調和した利便性の高い都市環境の創出、快適な生活環境づくり、安全・安心なまちづくりなどを推進し、誰もが住みたくなる居住環境づくりに取り組むことが重要です。

さらに、まちの知名度やイメージの向上を図るため、地域の魅力を高めつつ観光などの賑わいづくりを推進し、積極的に町内外に情報発信するとともに、島本のアイデンティティを醸成していくことが必要です。

6．都市計画の見直し

J R 島本駅の開業により、阪急水無瀬駅との近接性を生かし、さらなる利便性の向上やまちの活性化が期待されますが、一方では、自然環境や住環境などにさまざまな変化が生じることも予測されます。まち全体の発展を図り、保全と活用のバランスのとれた快適なまちづくりを進めるためには、住民や関係者の意向の的確な把握や、今後の都市計画や土地利用のあり方についての調査・検討が必要となっています。

都市計画道路や都市計画施設の状況を踏まえ、本町の中心部である阪急水無瀬駅と J R 島本駅周辺の土地利用や市街地整備などを勘案し、市街化区域と市街化調整区域との区域区分の変更などの検討を進めることが必要です。

7．人口減少、少子高齢化などと財政問題への対応

本町は、昭和 62 年に初めて人口 3 万人を突破しましたが、その後、今日まで人口は

ほぼ横ばいから減少の傾向にあります。この間、少子高齢化、核家族化は著しく進んでいます。

また、大きな人口割合を占める「団塊の世代」の定年退職に伴い地域社会への参加が進み、これらの人々の豊富な経験や知識を地域社会に生かす取組みが求められています。

少子高齢化の進行は税収の減少傾向につながり、人口そのものを減少させるとともに、経済活力をはじめ、あらゆる分野での活力の減退が懸念されます。本町では、今後とも町税の減収傾向が続くと見込まれ、さらに厳しい行財政運営を余儀なくされることが予測されます。

このようなことから、教育・子育て支援の充実など安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、高齢者が地域社会に参加しながら元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりをはじめ、住民福祉の向上をめざし、最少の経費で最大の効果が得られるよう、積極的な行財政改革、広域行政などとともに、将来を担う人づくり、魅力あるまちづくりの推進により、適正な人口規模の確保に努めることが必要です。

第2部 基本構想

第1章 まちの将来目標

1. 基本理念と将来像

(1) 基本理念

本町は、大都市の近郊にありながら、豊かな自然や水無瀬川の清らかな流れなどの自然環境とともに歴史・文化に恵まれたまちです。今後のまちの発展に向けて、この自然環境や歴史・文化を守り育て、シンボルとして高めていきます。同時に少子高齢社会に対応した諸施策をはじめ、すべての人々の基本的人権の尊重を基本にあらゆる差別の解消とともに、男女共同参画社会、生涯学習社会の実現をめざします。

また、地方分権社会のもと地方自治の本旨にのっとり、住民の積極的なまちづくりへの参加・参画を促進するとともに、その条件整備に努めます。そして、内外に開かれた魅力づくりを展開し、人や文化、情報などのさまざまなふれあいを通じて、まちの一体感や特性、活力を育んでいくことをまちづくりの普遍的なテーマとします。

自然とともに生きるよこびを享受でき、すべての人がいつまでも住み続けたいと思えるような自然の恵みを生かした文化を育み、教育に力を注ぎ人づくりに努めるとともに、町の内外に開かれたまちをつくります。

(2) 将来像

本町は、身近な里山と水無瀬川や三川合流のほとりの「自然環境の豊かなまち」、大阪と京都との両都市圏の中間点にある「利便性の良いまち」、すべての人々が夢や

希望や生きがいをもつことができる「人権が尊重されるまち」、「生涯学習のまち」、住民自らが主体となって進める「住民が自治するまち」を基本に「人・モノ・情報」の三つの流れから、新しいまちづくりを進めます。

そして、教育や学習などを通してすべての住民が人として尊重され、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができ、生涯を通じて健やかでいきいきとした暮らしが営める活力のあるまちをめざします。

これらの本町のまちづくりの目標の実現に向けて、本町の地域特性を生かすとともに、第三次総合計画の基本理念を継承し、さらに発展させるため、まちの将来像を次のとおり定めます。

『自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち』

そして、21世紀を迎えた地方新時代のこのまちを構成するまちづくりの合言葉を

『いきいき・ふれあい・やさしい島本』

として、同様に第三次総合計画を継承し、本町のもつ特色を生かし、住民・事業者と行政が互いに力を合わせて、たえず新しい発想で見つめなおし、人々と自然がふれあい、人々のやさしい思いやりが満ちあふれた未来に希望のもてる、そして住んでいることを誇りに思える魅力あるまちを創造していきます。

2．将来人口

本町の人口は、平成2年の国勢調査では、29,971人であり、平成7年に30,339人、平成12年に30,125人と推移し、平成17年では29,052人となっています。この背景には、これまでの住宅開発が一段落したことや、若年層の世帯分離による町外移転、全国的な傾向と同様に少子高齢化の進行があります。

人口減少社会の中で、今後も少子高齢化が一層進行することが予測されますが、交通利便性の高まりなどにより、若者の定着などをはじめ、町外からの社会増が見込まれます。さらに、新たな住宅開発や既成市街地の活性化も視野に入れ、将来の人口目標は32,000人程度と設定します（平成31年）。

このため、今後も定住人口を政策的に誘導し、生産年齢人口を中心とした年齢層を増加させることにより、まちの活力維持に努めながら、少子高齢社会に対応したまちづくりを進めていきます。

3．土地利用と都市構造

（1）全町的な土地利用の方針

都市環境と自然環境との調和のとれた緑豊かな都市空間としての土地利用を促進することを基本とし、本町のさらなる発展をめざして、今後も社会経済情勢や人口動向、住民の意向などを考慮し、土地利用を促進します。

市街地については、JR島本駅設置などによる土地利用の動向を勘案し、土地所有者の意向に留意しながら基本方針を設定していきます。また、住宅地周辺のみどりや公園、丘陵部については、うるおいのある生活環境の維持・向上のため、保全・整備を進めます。

(2) 地域別土地利用の方向

本町の地域別区分設定は次の3ブロックとします。

Aブロックの土地利用の方向は、里山や森林の保全や整備、活用を進めつつ、自然と調和した住民の憩いの場としてスポーツ・レクリエーションなどの配置を図ることとします。

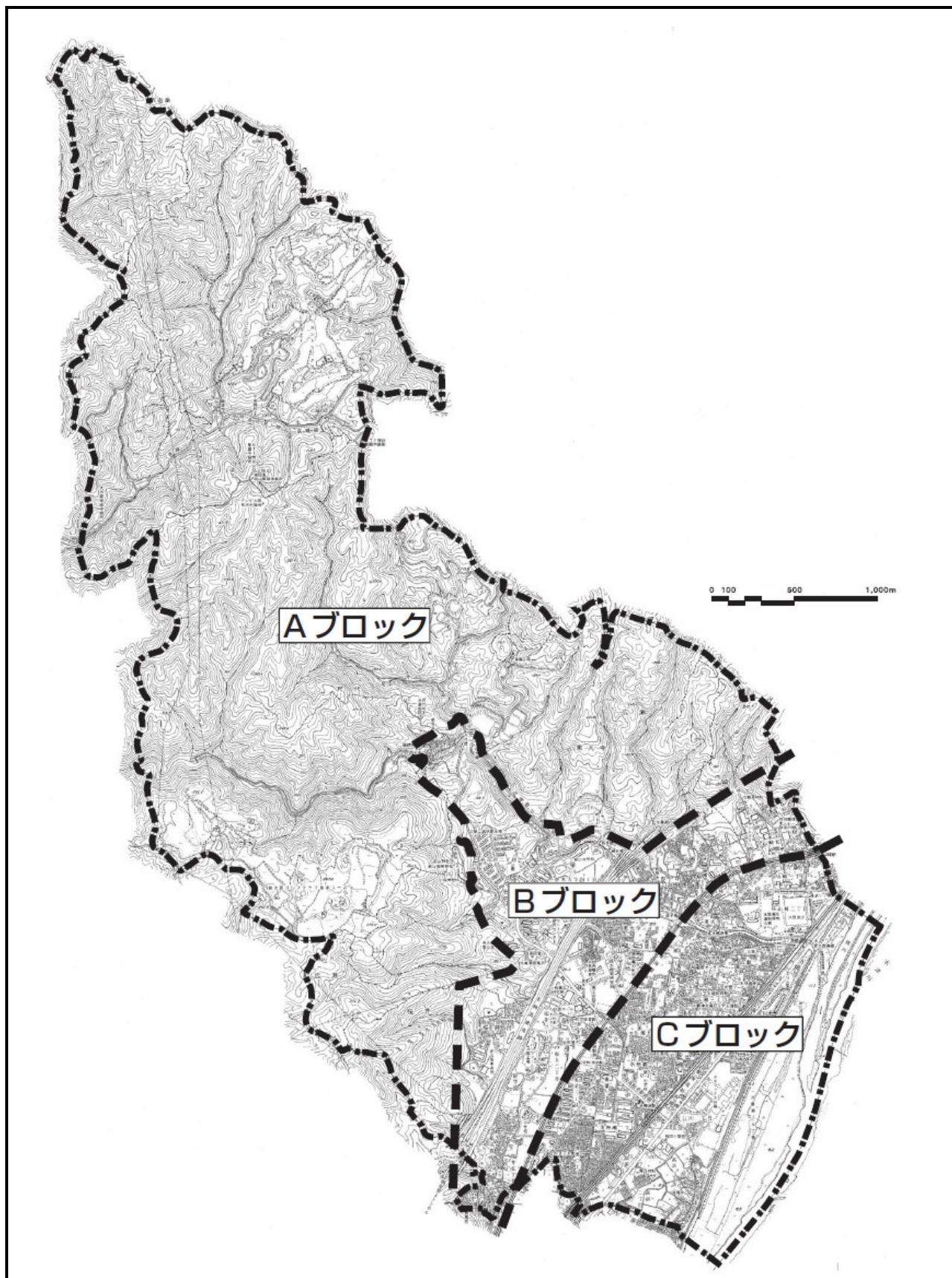
また、Bブロック及びCブロックでは、阪急水無瀬駅とJR島本駅の2つの駅が近接する拠点性を踏まえた新たな土地利用の基本方針を設定します。

このことを踏まえ、Bブロックの土地利用の方向は、自然とみどり豊かな居住地区との調和のとれた土地利用を進めることとし、Cブロックでは、商工業における業務機能の集積を促し、中心市街地を形成し、うるおいのある住宅地域とあいまって良好な市街地形成を進めることとします。

ブロックの特性

ブロック名	位置	特性
Aブロック	山間地	本地域は、大沢地区と尺代地区の一部を含む、主に山林で占められているブロックであり、豊かな自然が特徴である。また、レジャーやレクリエーション地域となっている。
Bブロック	名神高速道路沿線 概ね標高 100 m 以下 ~ 東海道本線以西	本地域は、名神高速道路沿線で、研究所などの立地が多く、土地利用も大規模なものが多い。また市街地の形成はまだ進んでいないが、役場やふれあいセンターなど行政サービスの中心となっている。さらに、JR島本駅の設置効果などにより都市基盤の整備とともに新たな施設の立地が期待される区域である。
Cブロック	平坦地 東海道本線以东	本地域はすでに住宅地、企業立地などによってかなり市街化が進んでいる。阪急水無瀬駅前には一定の商業施設も立地しているが、今後は阪急水無瀬駅とJR島本駅を中心として、市街地の整備や商業機能の集積が期待されている地域である。

図表 ブロック別図



第2章 まちづくりの基本方針

将来像である「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を実現するため、以下のまちづくりの基本方針に基づき、住民や事業者の参画と協働のもと、各分野の整合や連携を図りながら、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

1．人間尊重

（平和と基本的人権尊重のまちづくり）

「人権の世紀」といわれる 21 世紀に入り、国際的にも人権尊重の流れは、ますます大きくなっています。

本町においても、同和問題をはじめ、性別・年齢・障害・国籍などによるさまざまな人権課題に対し、基本的人権尊重の立場から、あらゆる差別解消に向け効果的な人権啓発と人権教育などの推進を図ります。

また、人権の擁護と密接不可分の関係にある平和施策については、本町の「核兵器廃絶・平和都市宣言」に基づき、平和の尊さの啓発に努めます。

さらに、女性の自立と社会参画を促進し、「共に生きる」男女共同参画社会の実現をめざした取組みを進めます。

2．自然環境の保全と都市環境の整備

（歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性のあるまちづくり）

本町にとって、恵まれた自然環境は、まちづくりに欠くことのできない貴重な財産であり、その保全と活用が重要な課題となっています。

この課題に対する取組みの推進にあたっては、土地所有者のみの努力にとどまらず、本町を構成する住民・事業者・行政などすべての構成員が、恵まれた自然環境の保全・活用という目標に向けてのパートナーとして、互いに責任をもち、参加し、連帯協力し合える仕組

みづくりを進めます。

さらに、本町のシンボル河川である水無瀬川と、その周辺の整備を推進するため、地下水のかん養や動植物の保護、防災面に配慮しながら、水辺環境の保全と活用を推進します。

住宅地については、それぞれの地域特性や周辺環境に調和し、多様な世代やライフステージに応じて快適な生活ができる住宅・住環境の整備に努めます。また、いつまでも住みたいまちをめざして、住民主導のまちづくりや環境美化の取組みを進め、美しく快適な住環境を創造します。

本町が自ら率先して環境対策活動を実践するとともに、ごみの減量や省資源、温室効果ガスの排出削減、住民主体による積極的な資源リサイクルの推進など、低炭素社会や循環型社会の実現をめざし、社会システムやこれまでのライフスタイルの転換を促進し、環境負荷の少ないまちづくりをめざすとともに、引き続き生活排水処理対策の強化に努め、良好な環境づくりを進めます。

また、災害に強いまちづくりを進めるため、地震や水害など大規模かつ多様化する災害に備え、治山や治水、公共施設の耐震性向上、情報通信システムの整備など、被害を最小限に抑え迅速に対応するための基盤づくりを促進します。さらに、自主防災組織の育成強化や住民の防災意識の向上を図ります。また、消防・救急・防犯体制の強化をはじめ、交通安全、消費者保護、感染症対策など、住民の安全・安心にかかわる多様な分野での取組みを進め、危機管理体制の充実を図ります。

魅力ある景観の形成と誘導に努め、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、歴史的なまちなみや自然環境と調和した美しい都市景観の創造をめざし、まちづくりを進めます。

都市化の中での農林業については、森林の公益的機能を生かすため、すべての人々と一体となって保全と活用を進めるとともに、農地の多面的な活用も視点においた農業の振興を図ります。

活力あるまちをめざし、商工業者と連携したまちの魅力づくりや観光などの賑わいづくりを進め、既存の商工業の振興や活性化を図るとともに、新たな企業などの誘致に取り組みます。

また、関係機関との連携を図りながら、雇用確保や就労の支援に努めます。

3．自律・創造・協働

（住民参加と時代の変化に対応したまちづくり）

まちづくりの主役は地域に暮らす住民であり、一人ひとりのもつ力を生かし、安心して暮らせるコミュニティの形成に向け、多様な主体の連携やさらなる住民の意識変革を図り、「自己責任社会」の実現をめざします。

住民自治の原則「自分たちのまちは自分たちがつくり治める」に基づき、住民参加によるまちづくりを推進します。また、行政の説明責任が果たせるよう、積極的な情報の公開や共有に努め、より透明性の高い行政運営を進めるとともに、住民が自主的に取り組む地域のコミュニティ活動の活性化を促進します。

また、行政のみならず住民や事業者も自らの役割を十分に理解し、相互の協力により協働と参画のまちづくりを進めます。

さらに、外国の多様な文化や価値観などへの理解を深める国際交流を促進するよう、支援に努めます。

4．まちの基盤整備

（安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり）

J R 島本駅の開業は、阪急水無瀬駅との近接性もあいまって、利便性の向上とともに両駅を結ぶ新たな都市軸の形成をもたらし、まちの構造や機能、住民の生活に大きな変化をもたらすことが考えられます。

今後は、土地利用などについて十分検討を加え、有効活用の推進に努めるとともに、開発の誘導などを通じ、防災性の向上も踏まえた良好な市街地形成を図ります。

また、道路、公園、上下水道などの都市基盤の計画的な整備と適正な管理に努めます。

さらに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの

考え方にに基づき、駅や道路での移動や施設利用などが安全に安心してでき、誰もが快適に暮らせるまちの実現に向けた環境整備を進めます。

5 . 保健・医療・福祉

(少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり)

少子高齢化が進む中で、次代を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進め、さまざまな子育て支援策の充実や、地域で子育てを支える仕組みの構築を図ります。また、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが自立して社会に参加し、安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、住民一人ひとりが意識を高め、地域ぐるみで支え合い、助け合う福祉のまちづくりを進めます。

また、すべての住民が健やかで心豊かに長生きすることができるよう、予防を重視した健康づくり運動を展開するとともに、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携や医療保険制度の安定した運用など、安心して医療を受けられる環境整備を進めます。

6 . 教育・生涯学習

(生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり)

21 世紀の社会を担う子どもたちには、社会的な動向に十分対応できる力を養い、人権感覚や国際感覚、他人を思いやる心など豊かな人間性を育むことが求められています。そのため、豊かな心と確かな学力など、生きる力を身につけることを重視し、各学校・園において特色ある教育を推進します。また、今後の児童・生徒数の動向などを踏まえ、施設の充実や耐震性の向上、防犯体制の強化などに取り組み、安全で快適な学校・園づくりを進めます。

さらに、地域社会の財産である学校・園を核として、地域社会の中で子どもを育てるコミュニティの形成を促進し、地域の教育力の向上を図ります。次代を担う青少年の育成については、青少年や住民の自主的な活動を支援し、家庭・学校・地域の連携を強め、必要な施策の推進に努めます。

住民の多様化・高度化するニーズに対応し、生涯にわたって学習し、スポーツに親しむ環

境の整備を進め、住民が自ら学び、活動し、地域でその知識や経験を生かせる社会をめざします。また、歴史・文化が香るまちをめざし、歴史文化資料館の活用や、文化財の保護、文化・芸術活動の振興など、郷土の歴史と文化を生かしたまちづくりを進めます。

7．構想実現に向けて

社会経済情勢や本町の財政状況が厳しさを増す中で、本構想を実現するためには、より効率的・効果的な行財政運営を図り、住民・事業者・行政の協働のもと、創意と工夫によるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、住民福祉の維持・向上を図り、将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、地方分権社会の中で経営的な視点を持ち、限られた財源を有効に活用し、よりの確な住民ニーズを把握するとともに、事業の優先度や成果、コスト、住民の満足度を重視した施策を展開します。

また、職員の人材育成や、情報化の推進を図り、さらなる行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、自主財源の安定的確保と経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営に努めます。

さらに、町域を超える広域的な行政課題に対応し、住民の利便性の向上を図るため、社会経済情勢の変化や市町村合併の状況、住民の生活圏の拡大などを考慮し、大阪府や周辺自治体などとの連携・交流を図り、広域行政などを推進します。